

○労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第十七号）

改正案	現行
<p>労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合に金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条第一号イに規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第九十条第一号イに規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（以下「規則」という。）第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（資金の貸付けに係る受払事務の委託先から除かれる者の業務）</p> <p>第二条 規則第九十条に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>